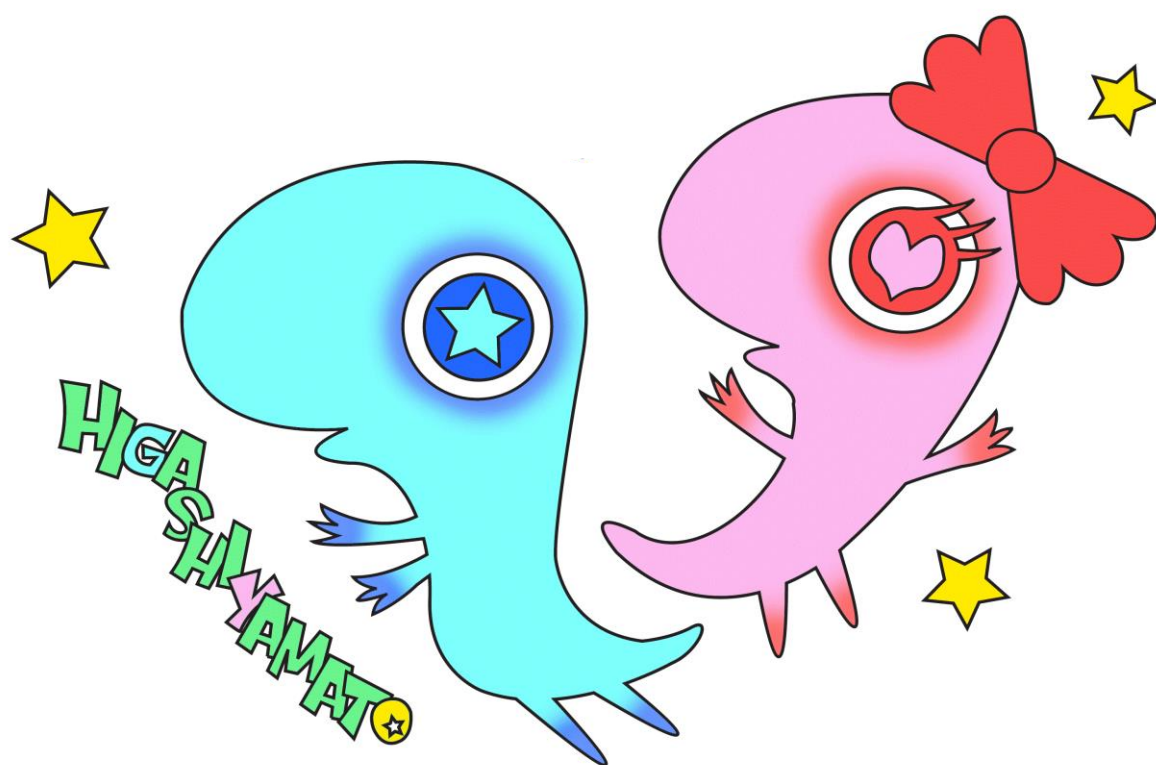


介護保険 サービス事業所一覧



東大和市

■目次■

介護保険サービスの種類	1
第三者評価受審、社会福祉法人・事業者による負担軽減について	2
サービスにかかる費用	2
介護予防・日常生活支援総合事業	3
【ケアプランの作成】	
介護予防支援	7
居宅介護支援	9
【訪問系サービス】	
訪問介護（ホームヘルプサービス）	19
訪問看護	29
訪問リハビリテーション	32
【通所系サービス】	
通所介護（デイサービス）	35
通所リハビリテーション（デイケア）	52
【ショートステイ】	
短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）	57
短期入所療養介護（医療系ショートステイ）	64
【地域密着型サービス】	
認知症対応型通所介護	69
地域密着型通所介護	72
小規模多機能型居宅介護	82
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	83
【その他】	
福祉用具 貸与・販売	89
特定施設入居者生活介護	93
【施設サービス】	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	103
介護老人保健施設	108
【事業所一覧】	
市内事業所一覧	113
市外事業所一覧	117
市内総合事業実施事業所一覧	130
市外総合事業実施事業所一覧	133
地図	135

本事業所一覧のご利用にあたり、以下の点にご注意ください。

- 掲載している事業所は、令和4年4月時点の情報をもとに作成しております。（事業所の追加や事業所名の変更等の理由から5月以降の情報を掲載している事業所もございます。）
- 事業所に関する記載内容は、事業所から提出されたものを掲載しております。内容に関するお問い合わせは、当該事業所に直接お願いいたします。

介護保険サービスの種類

サービスの種類		サービス内容	
居宅サービス	介護予防支援	高齢者ほっと支援センターの職員が、要支援の方の希望や状況に応じたケアプランを作成し、介護予防サービス事業者等と連絡調整を行います。	
	居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護の方の希望や状況に応じたケアプランを作成し、居宅サービス事業者等と連絡調整を行います。	
	家庭を訪問してのサービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、身体介護や日常生活の援助（家事等）を行います。
		訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
		訪問看護	看護師等が家庭を訪問し、看護を行います。
		訪問リハビリテーション	理学療法士等が家庭を訪問し、機能回復訓練を行います。
		居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	施設を利用してのサービス	通所介護（デイサービス）	通所介護施設で、入浴や食事の介護、機能訓練等を日帰りで行います。
		通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療機関などで、入浴や食事の介護、機能訓練等を日帰りで行います。
		短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期入所して、食事・入浴・排泄などの日常生活介護等を行います。
		短期入所療養介護（医療系ショートステイ）	介護老人保健施設等に短期入所して、日常生活介護、機能訓練などを行います。
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が連携しながら、短時間の定期巡回訪問と、必要に応じて随時対応を行います。
		夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回を行ったり、緊急時に通報を受けると訪問したり、夜間専門の訪問介護を行います。
		認知症対応型通所介護	認知症高齢者がデイサービスセンター等に通い、リハビリテーションなどを行います。
		地域密着型通所介護	定員18人以下の通所介護事業所において、入浴や食事の介護、機能訓練等を日帰りで行います。
		小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて宿泊・訪問サービスを組み合わせ、必要な支援を行います。
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が少人数で共同生活を営み介護や機能訓練を行います。
		地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホームやケアハウス等において、介護を行います。
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームにおいて、自宅での生活が困難な寝たきりや認知症の方の介護を行います。
		看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせによるサービスを行います。
その他	福祉用具 貸与・販売	車椅子・特殊ベッド等の貸し出しや、ポータブルトイレ等を指定事業所から購入した際の手当を支給します。※支給金額に上限あり。	
	住宅改修費の支給	手すりをつけたり、段差の解消等の小規模な改修を行った場合、費用を支給します。※支給金額に上限あり。	
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等において、介護を行います。	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	自宅での生活が困難な、寝たきりや認知症の方の介護を行います。	
	介護老人保健施設	リハビリや介護が必要な方に、在宅生活を目指した機能訓練や介護を行います。	
	介護療養型医療施設	長期にわたって療養が必要な方に、医学的な介護などを行います。	
	介護医療院	療養病床等を有する病院等において、長期にわたって療養が必要な方に、医学的な介護などを行います。	

♪「第三者評価受審の有無」について …

事業所とは関係のない第三者の「評価機関」が、利用者調査と事業評価を行います。「利用者調査」は、利用者のサービスに対する意向や満足度を把握することを目的として実施し、「事業評価」は、事業者の自己評価や訪問調査等の過程を経て、その事業所の組織経営や現在提供されているサービスの質を評価します。評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページにて公表されています。

なお、認知症対応型共同生活介護は評価受審が義務付けられていますが、その他のサービスは任意での評価受審となっています。

♪「社福法人・事業者による負担軽減の有無」について …

生計が困難と認定された方が、東京都に軽減を実施する旨を届け出ている事業所を利用した場合、利用者負担金および食費・居住費が一部軽減されます。

サービスにかかる費用の目安

サービスを利用した場合、原則として費用の負担割合に応じた額を自己負担して、残りは介護保険から給付されます。

ただし、在宅サービス・介護予防サービスは要介護度ごとに利用できる限度額が定められています。限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分は全額自己負担となります。

居宅サービスの支給限度額（目安）

要介護状態区分	1か月あたりの支給限度額
要支援1	50,320 円 (5,032 単位)
要支援2	105,310 円 (10,531 単位)
要介護1	167,650 円 (16,765 単位)
要介護2	197,050 円 (19,705 単位)
要介護3	270,480 円 (27,048 単位)
要介護4	309,380 円 (30,938 単位)
要介護5	362,170 円 (36,217 単位)

☆支給限度額に含まれないサービスもあります。

- ① 特定福祉用具購入費
- ② 住宅改修費
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ⑤ 特定施設入居者生活介護 など

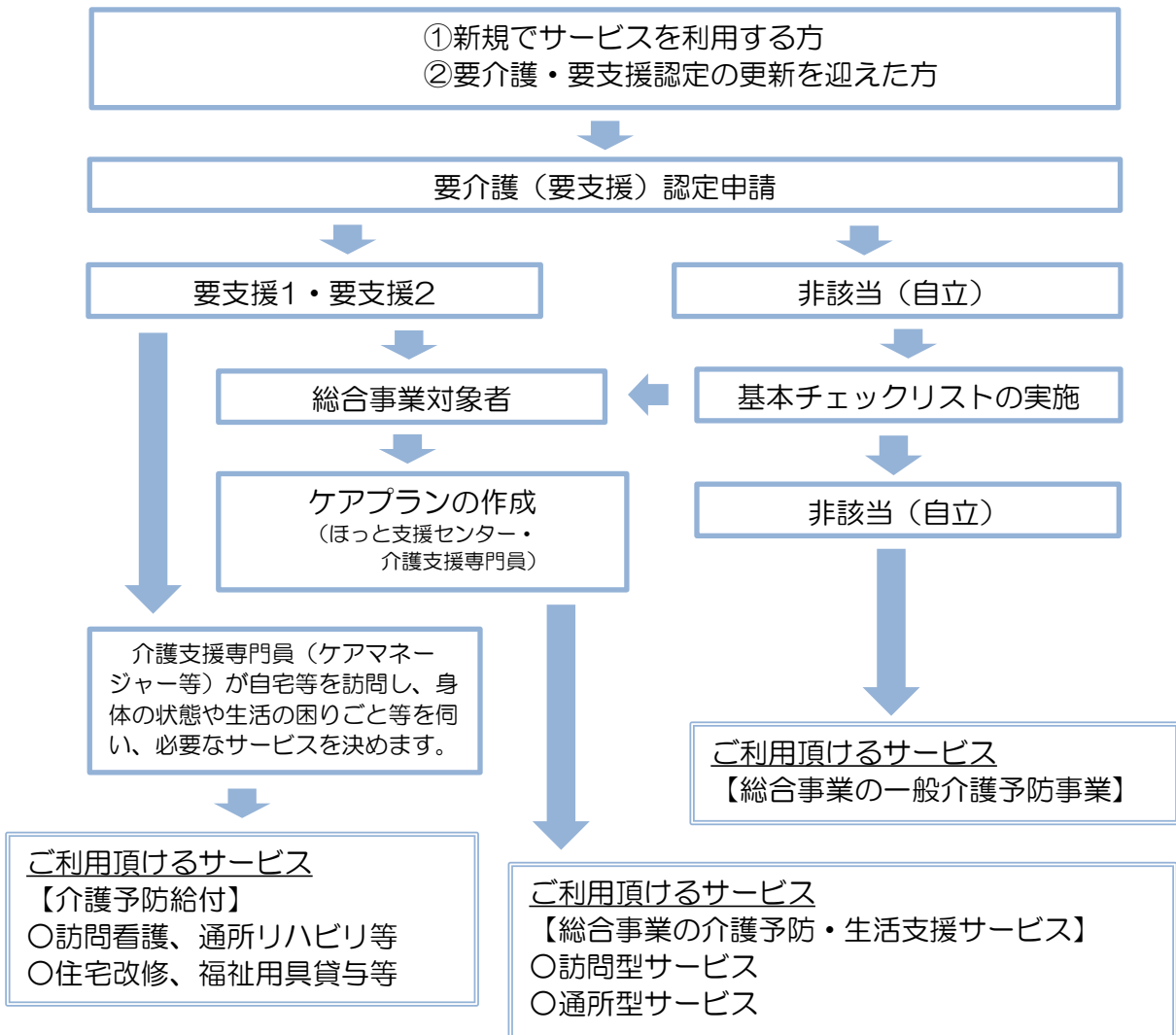
※ 介護予防サービスについても同様です。

※ 施設に入所して利用するサービスは、支給限度額の対象とはなりません。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を合わせて、介護予防・日常生活支援総合事業と呼びます。総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的としています。

総合事業を利用するには？



どんなサービスがあるの？誰が利用できるの？

★介護予防・生活支援サービス事業

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援1、要支援2の判定を受けている方 ・基本チェックリストでサービスが必要と判断された方（事業対象者） 	
種類	内容	
訪問型サービス （ホームヘルプサービス）	① 国基準相当サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ヘルパー資格者が家事援助や身体介護を行います。
	② 緩和型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ヘルパー資格者や東大和市認定ヘルパーが生活援助を行います。（身体介護は含みません。） ・サービス提供時間は、1回当たり45～60分程度
通所型サービス （デイサービス）	③ 国基準相当サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職（看護師等）のスタッフが体操やレクリエーション、食事等を提供します。 ・サービス提供時間は、1回当たり3時間以上
	④ 緩和型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職のスタッフが体操やレクリエーションを提供します。入浴サービスはありません。 ・サービス提供時間は、1回当たり3時間未満または3時間以上
	⑤ 短期集中予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職により、運動機能向上を目的とした短期間（3か月間）の支援プログラムを行います。 ・サービス提供時間は、1回1時間～1時間半

※1 事業対象者は、表中の②と④のサービスをご利用いただけます。

※2 提供するサービスの内容については、高齢者ほっと支援センター（居宅介護支援事業所）が判断します。

★一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

対象者	65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定者の方は利用できません。）
種類	内容
楽しみマッスル教室	<ul style="list-style-type: none"> ・自重トレーニングやマシントレーニング等、筋力向上を目的とした教室です。また、認知症予防のためのレクリエーションを行います。 ・サービス実施期間は4ヶ月程度（14回） ・サービス提供期間は1回当たり1時間半 ・利用料は無料です。
いきいき運動プラス	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒を予防するためのバランス能力や筋力を向上させるためのトレーニングと、認知症予防のためのレクリエーションを中心に、歯科・口腔衛生、栄養に関する講義も行う教室です。 ・サービス実施期間は4ヶ月程度（14回） ・サービス提供時間は1回当たり1時間半 ・利用料は無料です。

※ 総合事業実施事業所は、130ページをご覧ください。